

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会 実務者会議（第1回）

○日時

令和3年9月17日（金） 15時00分～17時00分

○場所

能代山本広域交流センター 多目的ホール
（一部の出席者は WEB 会議形式にて参加）

○出席者

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課風力政策室 石井室長、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター 野口所長、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課 小林計画官、秋田県産業労働部 齋藤新エネルギー政策統括監、秋田県農林水産部水産漁港課 大山課長、秋田県漁業協同組合 工藤専務理事（加賀谷代表理事組合長 代理）、秋田県漁業協同組合北部支所 工藤地区運営委員、秋田県漁業協同組合北部支所干場地区運営委員、秋田県漁業協同組合北部支所 荒川地区運営委員、秋田県漁業協同組合北部支所 大原地区運営委員、秋田県漁業協同組合北部支所八森浅海組合 庄内、秋田県漁業協同組合北部支所岩館浅海組合 菊地、八峰町峰浜漁業協同組合 石井代表理事組合長、秋田県水産振興センター総務企画室 水谷室長、秋田県水産振興センター総務企画室 甲本副主幹、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究センター底魚資源部 服部副部長、公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ 三浦海洋生物グループマネージャー・主幹研究員、八峰町企画財政課 高杉課長（オブザーバー）、能代市環境産業部エネルギー産業政策課 浜野課長（オブザーバー）

○議題

- （1）実務者会議の設置について
- （2）漁業影響調査の手法について

○議事概要

(1) 実務者会議の設置について

- 意見、質問無し

(2) 漁業影響調査の手法について

八峰町峰浜漁業協同組合

- 漁業影響調査結果の公表について、調査は事業者が行うため情報の所有権が事業者にあり、全ての調査結果を公開する旨を「漁業影響調査の手法」として明記することは難しい面があるとの説明があったが、漁業影響調査は、漁業者が漁業への影響を把握することも目的としており、また、事業者が当海域を利用して事業を実施し利益を得ることを鑑みると、漁業者としては全ての調査結果を公表していただきたいと考えている。

秋田県水産振興センター

- 全ての調査結果を公表する必要はあると考えており、当初の案では全ての調査結果を公表する旨を明記していたが、法律に触れる可能性もあったため、明記ができないのが現状。
- 明記はできないが、事業者に対しては、関係者が求める調査結果は全て公表する方向で検討してもらいたい旨をお願いしていきたいと考えている。
- 事業者にとっても、調査結果を全て公表する方が関係者から信頼を得ることに繋がることになるものと考えている。
- いただいた意見を踏まえ、「漁業影響調査の手法」における記載内容については、調査結果を全て公表する旨を含む内容となるように検討していきたい。

秋田県漁業協同組合

- 漁業影響調査の対象生物について、「漁業影響調査の手法」に具体的に示されているハタハタ、ヒラメ・カレイ類、サケ・マス類・アユ以外にも、当海域では、イイダコ、ワタリガニ、シロギス、サワラ、イナダなど他の魚介類も漁獲がある状況。
- これら魚介類についても、調査の対象生物としていただきたい。

秋田県水産振興センター

- 「漁業影響調査の手法（案）」においては、現時点の当海域で漁獲

がある主要な魚介類を対象生物として、具体的に記載しているが、当該海域で漁獲のある魚介類については、全て調査の対象生物となるものと考えている。

- 今後は当海域で漁獲される主要な魚介類が変化する可能性も否定できないため、採集された魚介類についてはいずれも、同様に調査を行うことで考えている。
- なお、「漁業影響調査の手法」における調査内容については、今後、漁業影響調査の計画を立てる段階で、他の魚介類の具体的な調査方法などについて協議を行いながら決定することができる内容としている。

秋田県漁業協同組合

- 当会議でとりまとめた「漁業影響調査の手法」については、選定事業者には実施が義務づけられるものであるのか、あるいは、選定事業者が必要な手法を選択して実施することとなるのかご教示いただきたい。

事務局（経済産業省）

- 選定事業者は協議会のとりまとめ結果を尊重する旨が法律に明記されており、とりまとめにおいては、実務者会議における検討内容を尊重する旨が示されている。
- 事業者が提出する公募占用計画においても、協議会のとりまとめ結果、実務者会議における検討結果を踏まえた計画とすることが前提となるため、そのように解釈いただいて差し支えない。

秋田県漁業協同組合

- 事後調査の調査期間について、「漁業影響調査の手法（案）」においては、複数年と示されているが、妥当と考えられる具体的な調査期間をご教示いただきたい。

海洋生物環境研究所

- 海外のガイドラインなどを参考とすると、調査期間としては概ね3～5年程度と示されているケースが多い。
- 3～5年の根拠として、風力発電所の建設により、生態系が攪乱された場合に、その生態系が安定するまで概ね3～5年を要することを根拠としている。

- そのため、事後調査期間としては、3年間を基本とし、その後、生態系の安定に至っていない場合には調査年数を延長することが一案として考えられる。

秋田県漁業協同組合

- 事後調査の調査期間については、選定事業者が調査を実施する期間となるため、具体的な調査期間を示しておくことが望ましいと考えている。
- 環境 DNA 分析について、現状では問題点があるが活用に向けて問題点の改善が図られているとの説明があったが、調査結果の経年比較を行う場合において、実施時期により調査精度が異なる調査では調査の実効性が薄いと考えており、環境 DNA 分析など今後調査精度が変化するような調査は行う必要がないと考えている。

秋田県水産振興センター

- 調査期間について、具体的な調査期間を定めておくことが望ましいと考えているが、現時点で具体的な期間をお示しできる状況ではないため、今後、専門家を交えて具体的な期間を検討していきたいと考えている。
- 環境 DNA 分析について、調査実施までに時間があるため、調査実施時点の技術進展状況を踏まえて採用を判断する案もあるものと考えている。

秋田県漁業協同組合

- 当海域は促進区域として指定されており、事業者が選定され調査が開始される時期もある程度は目途が立つものと考えており、その目途をもとに調査手法としての採用を判断し、実施する手法を明示しておくことが望ましいと考えている。

事務局（秋田県農林水産部）

- 今後の事業者選定、調査開始のスケジュール、環境 DNA 調査の技術進展を見極めた上で、調査手法としての採用可否は当会議の中で協議をして決定していきたいと考えており、よろしく願いたい。

八峰町峰浜漁業協同組合

- 漂流物や堆積物の環境影響調査について、漂流物等の状況は時期により異なり、雪解け、梅雨、台風、集中豪雨など影響を受けることとなる。
- 現状においても、米代川の増水の際の漂流物があり、網が設置された場所に漂流物が発生した場合、網を撤去し、漂流物が別の場所に流れるまで網が設置できない状況が発生していた。
- 今後、風力発電設備が建設された場合、潮流が変わり漂流物等が今まで通り流れていかないなど、現状から漂流物等の状況が変化する可能性があることを懸念している。
- そのため、調査の実効性を上げるためには、定期的な調査ではなく、適時に調査を実施する必要があるものと考えている。
- 風車の近くに漂流物が滞留すれば、海岸への漂着物が減る可能性もあるのではないかと。
- 現状でも漂流物等による網の損傷が発生しており、網が設置できない時期が長期化すると漁業への影響が大きくなるため、そのような状況も踏まえた調査手法としていただきたい。

秋田県水産振興センター

- 影響として潮流の変化などにより促進区域内に漂流物等が滞りやすくなったりすることを想定しており、さし網などによる漁獲調査や底生生物調査の中である程度状況は把握できると考えた。あとは聞き取りによる補完を考えている。
- 海岸への漂着物の増減までは想定していなかったため、調査が可能かどうか検討したい。

秋田県漁業協同組合

- 水中音の環境影響調査について、漁業者としては、水中音による魚介類への影響を懸念している。
- 水中音の調査については、水中音の状況だけでなく、水中音によるハタハタなど魚介類への具体的な影響を把握できる調査を行っていただきたいと考えている。
- そのような調査を行って結果を示していただくことで、スムーズな事業実施にも繋がると考えている。
- ただし、事業者が水中音による魚介類への具体的な影響を調査することは難しい面があるものと考えており、国の方で調査を行っていただきたいと考えている。

事務局（経済産業省）

- 本会議で検討している漁業影響調査とは別に、国でも予算を確保し基本的な調査を行う予定であり、ご指摘の事項についてもその調査の中で対応できるものと考えている。

秋田県漁業協同組

- 漁獲調査について、春夏秋冬の各季節で実施する旨が示されているが、春夏秋冬の各季節で各1回のみ調査を行うこととなるのか。

秋田県水産振興センター

- 調査により、各季節で1回のみ実施する調査と連続して実施する調査があり、漁獲調査については、季節によらず継続的に実施する調査と考えている。

秋田県漁業協同組合

- 事前調査について、建設工事開始の2年以上前から調査を行う旨が示されているが、現時点で促進区域が指定され、事業者選定に進む状況の中、建設工事開始までに2年以上の調査期間を確保することは可能であるのか。

事務局（秋田県産業労働部）

- 事業者が選定された後、すぐに建設工事が開始されるわけではないため、漁業影響調査を実施するための期間は確保できるものと考えている。

事務局（秋田県農林水産部）

- 専門家の方々においては、今回の議論を踏まえ、「漁業影響調査の手法」について、必要な修正を行っていただき、次回の会議においてお示しいただきたい。

以 上